

# 令和3年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の長期化により様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、「臨時特別給付金」を支給します。

## 【給付額】

給付対象となる1世帯当たり 10万円

## 【給付対象者】

### (1) 住民税非課税世帯等

基準日(令和3年12月10日)現在、令和3年度分の世帯員全員の市町村民税均等割が非課税である世帯で、住民税が課されている他の親族の扶養を受けていない世帯

### (2) 家計急変世帯

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

## 【申請及び給付の方法】

### (1) 住民税非課税世帯等

令和4年3月上旬以降、町から給付に必要な確認書を送付します。

また、令和3年1月2日以降に南部町に転入された世帯等で、支給対象になると思われる世帯主に対して申請書を送付します。どちらの書類も、内容を確認し必要事項を記入して頂いた上で、同封の返信用封筒又は窓口に提出してください。

確認書・申請書の返送受付後、順次指定口座に振り込みます。

### (2) 家計急変世帯

対象となる世帯の方は申請が必要になります。申請書の交付など詳しくは決まり次第お知らせします。

※町で全ての対象者を把握することができないため、自らが該当すると思われる場合は福祉保健課までお問い合わせください。